

定款変更に係る手続き等について

社会福祉法人は、その目的等を定める定款に変更が生じた場合、社会福祉法第45条の36第2項により、所轄庁の認可を受けなければ、その効力が生じないものとされています。

そのため、以下のとおり、定款変更の手続きが必要になります。

なお、同法第45条の36第4項及び社会福祉法施行規則第4条により、定款変更のうち一定の事項については、所轄庁への届出（※）で足りるものとされています。

※届出となる変更事項

- ①事務所の所在地の変更、②資産に関する事項（基本財産の増加に限る）の変更、
③公告方法の変更

1 提出書類

- ・定款変更認可申請書（届出書）
- ・定款変更を決議した理事会・評議員会の議事録（写し） ※理事長による原本証明が必要
- ・定款（新・旧） ※表題に「変更前」「変更後」を記載
- ・新たな事業の開始による定款変更の場合
事業計画書、収支予算書、受託契約書（受託事業の場合）等の事業内容が分かる書類
- ・基本財産の増加による定款変更の場合
不動産登記簿謄本、建物平面図、公図、残高証明書等の増加内容が分かる書類
- ・その他、施行規則に定める必要な書類

2 提出方法

- ・正本・副本の2部提出してください。
- ・副本の添付書類を写しで提出する場合は、理事長による原本証明を行ってください。
- ・副本は、所轄庁による認可後、認可通知書（受理通知書）を添付して返却します。

3 注意事項

- ・変更した定款の効力は認可日以降に生じます。
新たな定款の施行日は認可日以降になりますので、注意してください。
特に新規事業を行う場合は、時間的余裕をもって申請してください。
- ・定款変更の届出は、評議員会の議決を経て変更が行われた後、遅滞なく提出してください。

4 提出先及び問合せ先

以下の事業所管課へ提出してください。

事業内容	所管課	電話
障害福祉サービスに関する事業	障害福祉課 障害福祉係	0566-71-2225
介護保険サービスに関する事業	高齢福祉課 介護保険係	0566-71-2290
幼児教育及び保育サービスに関する事業	保育課 保育経営係	0566-71-2273
その他全般	社会福祉課 社会福祉係	0566-71-2262